

第 1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 7 月 15 日付け 23 企技第 1121 号で行った、公文書一部開示決定は妥当である。

第 2 異議申立てに係る経過

- 1 平成 23 年 6 月 20 日付けで、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して「平成 21 年 12 月 28 日付け福島県指令企技第 1462 号の指示に対する報告書」との内容で公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。
- 2 これに対して実施機関は本件開示請求に対応する公文書として「平成 22 年 1 月 26 日付け福島県知事あて報告書」（内容は「報告書」「研修及び教育の計画」「臨時取締役会議事録」、以下「本件対象公文書」という。）を特定するとともに、本件対象公文書に第三者である異議申立人に関する情報が記録されていることから、条例第 15 条第 1 項の規定により平成 23 年 7 月 1 日付けで異議申立人に「意見書提出機会付与通知書」を送付し意見書を提出することができる旨を通知するとともに、開示請求者には条例第 12 条第 2 項の規定により開示決定等の期間を延長する旨の通知を行った。
- 3 異議申立人より平成 23 年 7 月 6 日付け「公文書の開示に係る意見書」で以下のような理由により開示決定に反対する旨の意見が申し述べられた。
 - (1) 反対する部分
開示されるすべての部分
 - (2) 反対する理由
会社内の運用及び信用にかかわる
- 4 これに対して実施機関は平成 23 年 7 月 15 日付けで条例第 11 条第 1 項の規定により、本件対象公文書のうち「代表者印」が条例第 7 条第 3 号（事業情報）、「役員の印」が同条第 2 号（個人情報）に該当するとして、その部分のみを不開示とする公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示請求者に通知するとともに、条例第 15 条第 3 項の規定により異議申立人に対して「建設業法の規定に基づく監督処分の内容については、同法第 29 条の 5 の規定により公告が義務づけられており、本件指示処分の内容については同法第 3 項の規定により建設業者監督処分簿に登載され、同法第 4 項の規定により公衆の閲覧に供されています。本件公文書の内容は、指示処分の内容に沿った貴社の改善に向けた取り組みに関するものであり、公にしたとしても、建設業者監督処分簿により指示処分の内容が公になっている限りにおいて、貴社の内部運用や信用上の利益が損なわれるおそれは認められないと判断しました。」との「開示決定をした理由」を付して、「公文書の開示に係る通知」を行った。
- 5 異議申立人は平成 23 年 7 月 22 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立書を提

出した。

- 6 これに対して実施機関は平成23年7月26日付けで、福島県指令第1144号により補正を求めたところ、異議申立人は平成23年7月26日付けで「補正書兼執行停止申立書」を提出し、所要の補正を行うとともに、行政不服審査法第48条において準用する第34条第2項に基づく執行停止の申立を併せて行ったため、実施機関は平成23年7月29日付けで執行の停止を決定し、その旨を異議申立人及び開示請求者に通知した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、補正書兼執行停止申立書及び意見書によると次のとおりである。

(1) 本件対象公文書には異議申立人の改善に向けた取組が書かれていることは何ら争わない。

(2) 本件対象公文書のうち「研修及び教育の計画」及び「臨時取締役会議事録」については法的にその提出が義務づけられたものではなく、あくまで異議申立人が実施機関の求めに応じ、任意に提出した書面に過ぎず将来的に公開されうることについて、異議申立人は何ら想定していなかった。

本件対象公文書の内容は、条例第7条第3号イの不開示情報に該当し実施機関に開示義務はなく、公開する公益上の必要性はない。

また、「報告書」についても異議申立ての対象として争う。

(3) 異議申立人が福島県知事より受けた平成21年12月28日の指示処分により、提出を求められたのは「報告書」であり、それに添付されている「研修及び教育の計画」及び「臨時取締役会議事録」は指示処分によって提出を命じられた文書ではなく、それらを一体として取り扱う運用はあくまで実施機関における内部的基準に基づいた運用に過ぎず、これらは「任意提供情報」であり開示すべき文書ではない。

(4) 異議申立人は非公開株式会社であり、かつその株式を親族間で保有する所謂親族会社であり、極めて閉鎖性の強い株式会社であることから、その取締役会の議事はその内容如何によらず、株主も取締役も対外的に公開されることを予期していないことが通常であり「公にしないことが社会通念上相当」と考えるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象公文書を一部開示とした理由は、公文書一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第3号アの該当性について

本件対象公文書に記載されている指示処分の原因となった事実内容については、建設業法第29条の5の規定により公告が義務付けられており、指示処分の内容と

ともに建設業者監督処分簿に登載され、公衆の閲覧に供されている。

本件対象公文書の内容は、その開示・不開示に当たって慎重な判断が要求される生産技術上又は販売営業上のノウハウに関する情報、あるいは経営方針、経理、人事等の情報は含まれておらず、指示処分の内容に沿った異議申立人の改善に向けた取組に関するものであり、公にしたとしても、建設業者監督処分簿により指示処分の内容等が公になっている限りにおいて、異議申立人の内部運用や信用上の利益が損なわれるおそれは認められず、条例第7条第3号アには該当しない。

(2) 条例第7条第3号イの該当性について

次のような理由から、条例第7条第3号イには該当しない。

「任意提供情報」の該当性について

本件対象公文書は、実施機関が建設業法の規定に基づく指示処分により、異議申立人に講じた措置を報告するよう命じたことに対して提出されたものであるから、任意に提供された文書には当たらない。

また、監督処分の基準では、知事は指示処分を行った場合は、建設業者が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとされており、本件対象公文書を構成する「研修及び教育の計画」及び「臨時取締役会議事録」は、本件指示処分の手続きの一環として「報告書」と共に提出されたもので、異議申立人が講じた措置の真正性、実効性を確認、点検できる文書として「報告書」と一体で取り扱われるものであり、任意に提供された情報には該当しない。

「通例として公にしないこととされている情報」の該当性について

株式会社の自由な経済活動を保障する上では、株式会社の保有する内部情報の開示・不開示の判断に当たっては、株主や債権者の利害関係、取引への影響などを考慮し、株式会社の自律的、主体的な意思決定を尊重しなければならないが、「通例として公にしないこととされている情報」に該当するためには、その情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質に照らし、公にしないことが社会通念上相当と認められることが必要である。

本件対象公文書のうち、「取締役会議事録」及び「研修及び教育の計画」の内容を見ると、いずれも指示処分ですべての事項についての議事及び決定に係る内容であり、指示処分に対して異議申立人がとった措置の妥当性を判断し説明する情報として、通常の営業活動あるいは経済活動に関する内部情報として管理される情報とはその意味や性質は異なるものであることから、本件対象公文書の内容は、通例として公にしないこととされている情報には該当しない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は建設業法第28条第1項の規定に基づき、実施機関が異議申立人に対して行った指示処分により提出された以下の(1)から(3)の文書であり、実施機関は(1)及び(3)中の「代表者印」を条例第7条第3号の事業情報に該当するとして、また(3)中の「役員の印」を条例第7条第2号の個人情報に該当するとして不開示とし

たが、異議申立人は残り全ての部分が条例第7条第3号に該当するとして、不開示とすることを求めている。

(1)「報告書」

商号や代表取締役氏名、実施機関が指示処分により指示した事項について異議申立人が措置した内容が記載され、社印及び代表者印が押印されている。

(2)「研修及び教育の計画」

研修及び教育の項目、場所・期日、月次、目的、内容が記載されている。

(3)「臨時取締役会議事録」

指示処分の報告と対応についての議事、代表取締役の氏名や出席取締役の氏名が記載され、代表者印及び出席取締役の印が押印されている。

2 条例の目的と公文書の開示義務について

条例は、県の保有する情報を公開する情報公開制度が、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた県政を推進するために不可欠なものとして県政の運営において重要な役割を果たしていることに鑑み、県民の公文書の開示を請求する権利を明らかにすることによって、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民の県政への参加の下、公正で透明な県政の推進に資することをその目的としている。

また、条例第7条は、開示請求があったときは条例第7条各号に規定されている不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該公文書を開示しなければならないという、原則開示を基本的な考えとして定めている。

3 条例第7条第3号該当性について

(1)条例第7条第3号の趣旨について

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、アとして、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定め、また、イとして法人等及び事業を営む個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報で一定のものを不開示とすることを定めている。

(2)条例第7条第3号アの該当性について

条例第7条第3号アは公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の「生産技術上又は販売営業上のノウハウに関する情報」、「信用上不利益を与える情報」、「経営方針、経理、人事等の情報」等であって、その正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めたものである。

正当な利益を害するおそれの有無の判断に当たっては、その情報の内容及び性質のみならず、その事業の性格、県との関係、事業活動における権利利益の保護の必要性等を考慮するものである。

本件対象公文書は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な確保をその目的とする建設業法において違反のあった異議申立人に対して、実施機関が同法第28条第1項の規定に基づき行った指示処分により提出された報告書等の文書である。

異議申立人が同法に違反しどのような指示処分を受けたかについては、同法第2

9条の5の規定により国土交通省及び県に備えられた建設業者監督処分簿に登載され公衆の閲覧に供されており、また、国土交通省や県のホームページにも掲載され公となっている。

本審査会において本件対象公文書の内容を検分したところ、本件対象公文書の内容は、異議申立人が実施機関から受けた既に公となっている建設業法違反に伴う指示処分に対してなされた報告であり、指示処分に対する改善措置やその意思決定方法を具体的に明らかとする情報であることから、建設業法違反に係る処分という重要性と本条例の目的に鑑みれば、その情報の内容及び性質等から判断して、実施機関が不開示とした部分を除いて、これを公開することによって事業者の正当な利益を害するおそれがある情報とは認められず、条例第7条第3号アには該当しない。

(3) 条例第7条第3号イの該当性について

条例第7条第3号イは法人等及び事業を営む個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報の取扱いを定めたものであり、当該法人等及び当該事業を営む個人において、通例として公にしないこととされているものなど、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り不開示とするものである。

任意に提供された情報とは、法令等の根拠に基づかず提供された情報であり、実施機関が法令等の定める権限に基づいて強制的に入手し得る情報であるにもかかわらず、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては該当しない。

また、通例として公にしないこととされているものに該当するためには、その情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質に照らし、公にしないことが社会通念上相当と認められることが必要である。

本審査会において本件対象公文書の内容を検分したところ、本件対象公文書のうち「報告書」は、建設業法の指示処分に基づく法令等により提出された文書であり、任意に提供された情報とは認められない。

本件対象公文書のうち「研修及び教育の計画」は、公となっている実施機関の指示処分ですべて指示した事項について「報告書」に記載された社内研修及び教育を継続して実施していくことを具体的に示すための文書であり、また「臨時取締役会議事録」は「報告書」の内容が法人の意思決定機関である取締役会で正式に協議し決議されたことを証する文書である。

いずれの文書も実施機関に公にしないと条件で提供されたという事実はなく、その内容は指示処分に関連する記載のみで、実施機関が行った指示処分に対して異議申立人が指示に沿った措置を講じたか等の点検等を行うために必要なものであり、「報告書」の内容を補足するものとして「報告書」と一体として法令等に基づき提出されたものと考えられ、任意に提供された情報とは認められない。

よって、親族会社であるかどうか、また公にしないことが社会通念上相当と認められるかどうかという判断をするまでもなく、本件対象公文書は条例第7条第3号イには該当しない。

4 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 7月29日	・ 諮問書受付
平成23年 8月 2日	・ 実施機関に公文書一部開示決定理由説明書の提出を求めた
平成23年 9月 6日	・ 実施機関が公文書一部開示決定理由説明書を提出
平成23年 9月 7日	・ 異議申立人に公文書一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に公文書一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を求めた
平成23年 9月12日	・ 異議申立人が公文書一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成23年10月19日 (第189回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成23年11月21日 (第190回審査会)	・ 実施機関から公文書一部開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成24年 1月18日 (第192回審査会)	・ 審議
平成24年 2月22日 (第193回審査会)	・ 審議
平成24年 3月26日 (第194回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐々木廣充	弁護士	会長職務代理者
丹野 豊子	行政書士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
濱田千恵子	NPO法人理事	